

# しんぷる・しもつま 茨城県下妻市への 移住・就農支援サイト

茨城県下妻市の「住居」「仕事」の紹介「就農」の支援を致します。自然の多い環境に移住したい、新規就農したいそんなあなたを、市議会議員の行政書士がサポートします

「住む場所」と「仕事」を同時に紹介することで、思い立ったらすぐ移住が可能  
都会を離れて、シンプルに暮らす。そんな選択肢があなたにはあります  
しもつまでの暮らしをご一考下さい

移住・就農の補助金申請を行政書士が代行。その手数料を家賃に充当する仕組みで補助金申請が実質無料

県の移住支援金を利用して、下妻市への移住・就農支援の取組を始めました。(※しんぷるしもつまで検索)  
(斯波は行政書士事務所を運営しておりますので、補助金等申請はその業務範囲となります)

首都圏から下妻市に移住して、就農したい・就職したいという方がいましたらご紹介ください(各種・支援金・補助金があります)  
また、移住者を雇用したいという事業者様もご連絡ください。

## 【一般質問】

### ピアスパーク周辺 大規模遊休農地

#### (1) 災害復旧事業として補助の対象になるか？

質問) ピアスパーク周辺に広がる大規模遊休農地は「農地災害復旧事業」の補助対象となるか？  
答弁) 災害から7年がたち、補助事業の採択は見込めないものと考えている(申請のあった4件は災害復旧を実施済み)

質問) 当該農地の森林化が進んでいる状況を問題ととらえているか？ どのように対応するか？  
答弁) 問題ととらえている(畑として活用したい、雑草の相談などが寄せられている)  
農地利用意向調査を行い、農地銀行・農地中間管理機構を活用し、農地の貸し借りを促す



ピアスパーク周辺に広がる大規模遊休農地

7年前の鬼怒川水害時に浸水した広い土地が、遊休農地となっており、森林化が進んでいます。

#### (2) 土地の特徴は？ どういった事業が可能か？

質問) 土地の特徴は？ どういった事業が可能か？  
答弁) 元来水はけの悪い湿田であり、農業機械が沈み込む、冬の渇水期でも水が染み出るなどの状況と聞いている、周辺農地に比し農地としての利用程度が著しく劣っていると認められる。

#### (3) 利用可能な復旧制度は？

質問) 当該地の復旧に利用可能な制度は何があるか？  
答弁) 茨城かんしょトップランナー産地拡大事業(荒廃農地等再生支援事業) 補助率 1/2  
農地中間管理機構関連の農地整備事業(前もって耕作可能な状態への復帰が前提) 全額国庫負担

質問) 農地中間管理機構の制度、整備が前提の部分を詳しく  
答弁) 借り受けられる程度に農地がきれいになっているのが前提(草刈り整備して要件具備する必要あり)  
地域の合意形成→発起人会→推進協議会 と手続きを踏んでいくことになる。

# 憲法改正に備えよう

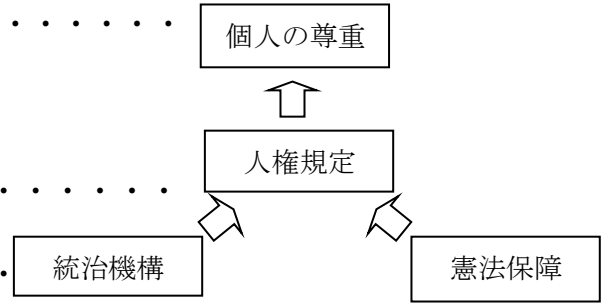
憲法改正・国民投票

憲法改正は国より発議され、国民の投票（有効投票の過半数）によって成立します

前回の報告書で書きました通り、憲法改正・国民投票が現実味を帯びてきております、**みんなで考えなければならない問題**ですので引き続き報告書で取りあげていきたいと思ひます。

## ●まず、現行憲法を知らなければ話は始まらない **=== 憲法のかたち ===**

- ① **日本国憲法の根柢にある価値観は「個人の尊重」**・・・・・・・・・・
- ② **そのために具体的な人権規定を憲法は定め**・・・・・・・・・・
- ③ **人権を守るため統治機構や憲法保障の規定を定めた**・・



出典：伊藤真の憲法入門 (株) 日本評論社

## ●最も大切な価値観の現れ **憲法 13 条 = 人権を制限出来るのは他者の人権だけ =**

憲法の根柢にある価値観「個人の尊重」があらわれているのが次の条文です

### 第十三条

**すべて国民は、個人として尊重される。**生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公共の福祉に反しない限り**、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする

最大の価値「個人の尊重」を実現するための人権規定（国民の権利）も、「公共の福祉」に反する場合は制限を受けると書かれています、「公共の福祉」とは一体何でしょうか？

↓  
「公共の福祉」とは自分の人権と他者の人権がぶつかり合うとき、それを調整するための原理（他人の権利を犠牲にしてまで自己の権利を主張することはできない）であると考えられおり、ぐるりまわって、**やはり最大の価値は国民の権利によって実現する「個人の尊重」と**言うことになっています。

## ●憲法改正 = 個人の幸福よりも、国家・社会の利益が優先される国に変わろうとしている

以下は自民党憲法改正草案の憲法 13 条です

### （人としての尊重等）第十三条

全て国民は、**人として尊重される。**生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公益及び公の秩序**に反しない限り、立法その他の国政の上で、**最大限に尊重されなければならない。**

最大の価値「個人の尊重」の規定が書き換えられるとともに「**公益及び公の秩序**」に反する場合は**人権規定（国民の権利）が制限される**と書かれています、「公益及び公の秩序」とは一体何でしょうか？

↓  
自由民主党憲法改正推進本部発行の憲法改正草案 Q&A で以下のように説明されています（『』内）  
公益及び公の秩序とは『**基本的人権の制約は、人権相互の衝突の場合に限られるものではないことを明らかにしたもの**』これは**国家の安全、国家的利益や社会秩序の維持による人権の制限を認めようとするもの**で、最大の価値が「個人の尊重」では無くなることを意味します。

## ●個人 > 国家 と 個人 < 国家 どちらを選ぶのが憲法改正の最大の争点

今の日本を含む近代民主国家共通の価値観（個人の尊重）が一番大切な国か別の価値観（改憲を唱えるものがしっかり説明するべき）が一番大切な国か  
**法体系のピラミッドの頂点を議論せず、憲法改正が行われることがあってはならないと**考えます。  
私たち一人一人が一番大切だという価値観は、そうではなかった時代の歴史を経てたどり着いた、現在の人類の到達点です。私は子供や孫にも人権を大切にす社会で暮らしてほしいと願っています。